

MANAGEMENT POST

柳澤公認会計士事務所
 (株) マネジメントプラン
 www.yanagisawakaikei.net

VOL.17-12 2006年12月 6日発行

2006年12月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2006年12月・2007年1月の予定	
1月10日(水)	源泉所得税納期
1月22日(月)	源泉所得税納期特例に係る納期限の特例分納期
1月31日(水)	法定調書提出期限 償却資産申告書提出期限
■	= 休日

2007年1月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			



第5回 経営革新セミナーのご案内

次の通り第5回経営革新セミナーを開催させていただきますので、お気軽にご参加下さい。

開催日時	平成19年1月20日(土) 14:00~16:50
開催場所	茅野市民館2階コンサートホール
内容	平成19年度税制改正の動向 LLP・LLCの活用例 中小企業を取巻く状況の変化
対象者	どなたでもお気軽に!
定員	150名
参加費	セミナーは無料 新年会は1人につき5,000円
申込締切日	平成19年1月17日(水)

詳細は、別紙の【セミナーのご案内・参加申込書】をご確認ください。

平成18年分の所得税確定申告のお知らせ

平成18年分の所得税の確定申告は、平成19年2月16日(金)から受付が開始されます。納め過ぎた税金の還付申告は、平成19年1月4日(木)から受付が開始されます。

<当所へ確定申告を依頼されている方へ>

年内に担当者より資料準備等の連絡をさせていただきます。また、個人事業決算については例年通り45日(2月15日)以内に終了する目標です。

<所得税申告書の提出日>

当所からの所得税申告書の提出予定日は次の通りですので、ご協力ください。

第1回	平成19年1月 9日(火) 還付申告のみ
第2回	平成19年1月25日(木) 還付申告のみ
第3回	平成19年2月16日(金)
第4回	平成19年2月26日(月)

税制改正 個人所得関係税制

1 定率減税の廃止

所得税	
H17年分	所得税額の20% (25万円限度)
H18年分	所得税額の10% (12万5千円限度)
H19年分以後	0円 (廃止)
住民税	
H17年分	所得割額の15% (4万円限度) H17.6月以降徴収分より
H18年分	所得割額の7.5% (2万円限度) H18.6月以降徴収分より
H19年分以後	0円 (廃止) H19.6月以降徴収分より

2 税率構造の改正

所得税			
H18年分		H19年分以降	
課税所得	税率	課税所得	税率
～ 330万円	10%	～ 195万円	5%
		～ 330万円	10%
～ 900万円	20%	～ 695万円	20%
		～ 900万円	23%
～ 1800万円	30%	～ 1800万円	33%
1800万円超	37%	1800万円超	40%
住民税			
H18年分 (H18.6月以降徴収分)		H19年分以降 (H19.6月以降徴収分)	
課税所得	税率	課税所得	税率
～ 200万円	5%	一律	10%
～ 700万円	20%		
700万円超	30%		

< 税源移譲と個人住民税の調整控除 >

今回の税率変更は国から地方への税源移譲に伴う改正であるため、税率変更後の所得税と個人住民税の税額の合計額は変更前と同額であるように税率が設定されています。なお、定率減税の廃止及び税率構造の改正に伴い、平成19年1月1日以後に支払うべき給与や賞与の源泉徴収の際に使用する「源泉徴収税額表」が改正されています。

3 寄付金控除の適用下限額の引下げ

H18年分より、所得控除される寄付金控除について、適用下限額が次のように引き下げられ、寄付側の税負担が軽減されます。

寄付金控除の適用下限額	従前	改正後
	1万円	5千円

4 地震保険料控除の創設 (損害保険料控除)

- 居住用家屋・生活用動産を保険または共済の目的とし、かつ地震等を原因とする火災等による損害に係る地震等損害部分の保険料等の金額(最高5万円、住民税は2万5千円)が総所得金額から控除されます。
- 経過措置として、H18.12.31までに締結した長期損害保険契約に係る保険料等は従前の控除(最高1万5千円、住民税は1万円)が適用されます。適用は、所得税はH19年分(住民税はH20年度分)以後からであり、(1)(2)を適用する場合は合わせて最高5万円(住民税は2万5千円)が控除限度となります。

5 既存住宅の耐震改修に係る特別税額控除

H18.4.1～H20.12.31までの間に、一定の区域内において、その人が居住している家屋(昭和56年5月31日以前に改築された家屋で一定のもの)の耐震改修(建築基準法に基づく耐震改修をいう)をした場合、その年分の所得税額から、その住宅耐震改修の費用の10%相当額(その金額が20万円を超える場合には20万円)が所得税額から控除されます。

6 給与の源泉徴収票等の電子交付

給与等の支払に際して受ける側の承諾等一定の要件の下、書面による源泉徴収票もしくは支払明細書などの交付に代えて、電磁的方法により提供することができるようになります。ただし、支払を受ける側からの請求があったときは、書面の源泉徴収票等を交付しなければなりません。適用はH19.1.1以後に交付する給与の源泉徴収票等からです。

7 株式譲渡益課税及び配当課税の改正

次の通り税率変更があります。

譲渡益課税		H19.12.31まで	H20.1.1から
上場株式等	証券会社を通じた譲渡	10% (所得税7% 住民税3%)	20% (所得税15% 住民税5%)
	上記以外の譲渡	20% (所得税15%、住民税5%)	
非上場株式等			
配当課税		H20.3.31まで	H20.4.1から
上場株式等		10% (所得税7% 住民税3%)	20% (所得税15% 住民税5%)
非上場株式等		20% (所得税のみ)	

(大谷 伸和)

中小企業における 新会社法のポイント
第6回 株式
～株券の発行・不発行と株式相続時の売渡請求～

1. 株券の発行・不発行

(1) 変更点

旧商法：株券を発行することが原則。

発行しない場合は定款で定めが必要。

会社法：株券を発行しないことが原則。

発行する場合は定款で定めが必要。

(2) みなし規定

旧商法において定款に「株券不発行」を定めていない会社は、会社法施行時に定款に「株券発行会社」である旨の定めがあるものとみなされます。

みなし規定が適用された会社の謄本

旧商法において定款に「株券不発行」を定めていなかった会社の会社法施行後の登記簿謄本には、次の通り記載されています。

<株券を発行する旨の定め>

当会社の株式については、株券を発行する。
平成17年法律第87号第136条の規定により
平成18年5月1日登記

(3) 株券不発行会社となるための手続き

【1】全て又は一部の株券を現実に発行している時

定款変更を行う。（株主総会の特別決議）

- ・株券を発行する旨の定款の定めを廃止
次の事項を公告しかつ株主及び質権者へ通知
- ・株券を発行する旨の定款の定めを廃止する旨
- ・定款変更が効力を生ずる日
- ・定款変更が効力を生ずる日に株券が無効となる旨

定款変更が効力を生ずる日の二週間前まで！

変更登記

- ・添付書類：株主総会議事録、公告したことを証する書面
- ・登録免許税：3万円

【2】全ての株券を現実に発行していない時

定款変更を行う。（株主総会の特別決議）

- ・株券を発行する旨の定款の定めを廃止

次の事項を株主及び質権者へ通知又は通知に

代わる公告を行う。

- ・株券を発行する旨の定款の定めを廃止する旨
- ・定款変更が効力を生ずる日
定款変更が効力を生ずる日の二週間前まで！
変更登記
- ・添付書類：株主総会議事録、株券を発行していないことを証する株主名簿
- ・登録免許税：3万円

2. 株式相続時の売渡請求

(1) 相続人等に対する株式売渡請求制度

旧商法では、定款に譲渡制限を定めている会社でも、相続移転については、会社で制限できず、「会社にとって好ましくない株主」であっても排除することができませんでした。

そこで、株主に相続が発生した場合、会社が譲渡制限株式を相続した人に対して、当該相続した株式について1年以内であれば強制買取できる制度が新設されました。（定款の定めが必要。）

(2) 制度の要件及び留意点

定款の定めが必要。

その都度、株主総会の決議により、請求する株数、相手方の氏名又は名称を定める。
売渡請求は、相続があったことを知った日から1年以内。

株式の売買価格は、当事者の協議によって決定。
株式の売買価格について当事者の協議が調わないときは、当事者は、裁判所に対し、売買価格の決定の申立をすることができる。

の申立を行った場合、裁判所は、会社の資産の状況その他一切の事情を考慮して売買価格を決定する。

定款の文例

<相続人等に対する売り渡しの請求>

第 条 当社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

今回は、「株式 ～種類株式～」の予定です。

（橋本 健治）

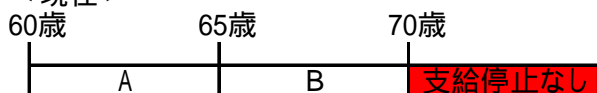
在職老齢年金について

老齢厚生年金は厚生年金保険に加入して働きながら受給することもできますが、総報酬月額相当額と年金受給額に応じて減額される仕組みになっています。このように在職中に、減額のうえ支給される年金のことを在職老齢年金といいます。

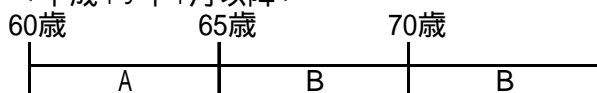
<平成19年4月1日以降の改正>

現在は、70歳以上の方はいくら稼いでも年金を減額されることはありませんが、平成19年4月1日以降に70歳を迎える方(昭和12年4月2日生まれ以降の方)については、70歳以上でも減額されることがあります。

<現在>



<平成19年4月以降>



支給停止額の計算方法は次のようになります。

A : 総報酬月額相当額 + 年金受給額(月額) 28万円

B : 総報酬月額相当額 + 年金受給額(月額) 48万円

上記 内の金額を超えた部分に関して、以下の計算で支給停止額を算出します。

支給停止額(年間) = 超えた部分 × 50% × 12

注) 総報酬月額相当額とは「標準報酬月額」と「その月以前1年間の標準賞与額の総額 ÷ 12」の合計

注) Aの期間の老齢厚生年金の支給開始年齢は段階的に引き上げられており、最終的には65歳まで引き上げられます。
(山崎泰史)

職員紹介

～ 廣瀬直也 ～



いつもありがとうございます。2001年12月入社 of 廣瀬直也です。早いもので12月1日をもってちょうど在職丸5年になります。関与先の皆様には、月次の巡回監査を通じて大変お世話になっております。さて本職員紹介三人目にして、本年の最終号での登場となるわけですが、12月いっぱいをもって退職することとなりました。また、今までかわいがっていただいた、関与先の皆様に、なんの恩返しもできないまま、事務所を去ることを大変心苦しく思っております。

会計事務所の重要な仕事のひとつは、関与先の皆様の話し相手となり、また、有能な相談相手となることだと考え、この5年間精進してまいりました。

相談相手となれたかはわかりませんが、毎月関与先にお邪魔して、第一線でご活躍されている経営者の方々とお話をさせていただくことができた、この柳澤会計での5年間は、大変楽しく、また大変実りの多い期間だったと思っております。

今後も、皆様に教えていただいたことを肝に銘じまして、新しい場所でもがんばりたいと思います。

とはいえ、生まれ育った、この諏訪の平を離れるわけではありません。またどこかでお目にかかる機会があるかもしれません。その際には気軽に声をかけくださいませ。

それでは皆様お元気で。お世話になりました。



【副所長コラム】 ～ 「決算書は誰のために作成するのでしょうか？」 ～

決算書は「税務申告や株主に報告するために1年に1回作成している」と思っている人はいませんか？

決算書の作成は商法・会社法において義務付けられていますが、世界で初めて商人に決算を義務付けたのは、1673年のフランス・ルイ14世時代に制定された『商事王令』といわれています。当時のフランスは大不況のまっただなかであり、企業の倒産が続発していました。これを防止するため『商事王令』が立案されたのです。今から300年以上も前のフランス人は「**勝ち残るための経営には、正しい会計に基づく決算書が不可欠である**」ことを知っていたのです。決算書は、誰のためでもなく、自社の経営のため、自社の健康状態を知り、倒産を防止し、逞しく生き残るためにあるのです。
(両角 美智代)